

vol. 8
2014 秋・冬号

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru 札幌司法書士会広報誌

特集

対談! 札幌市長と札幌司法書士会会長
～男女がともに輝く社会の実現に向けて～

連載 成年後見制度 おじいちゃんの権利は私が守る!
～楓ちゃん奮闘記～

8月3日「司法書士の日」記念 親子法律教室
解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～開催



コロポくん

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌市長と札幌司法書士会会長 ～男女がともに輝く社会の実現に向けて～

男女が対等なパートナーとして、仕事、家庭、地域などで活躍していける社会を目指して。31回目となる男女共同参画の国内最大級のイベント「日本女性会議」が、平成26年10月17日(金)～19日(日)の3日間、札幌市で開催されました。そこで今回はその会議に先立ち、札幌市長・上田文雄氏と、札幌司法書士会会長・猿田史典氏との対談が実現。行政と法律家それぞれの立場から幅広く語って頂きました。(なお、「日本女性会議2014札幌」の様子は、次号でお知らせします!)



(写真:左/札幌司法書士会会長 猿田史典 右/上田文雄札幌市長)

「日本女性会議2014札幌」開催

—まずは大会長でもある上田市長から、「日本女性会議」を札幌に誘致した経緯を教えてくださいますか。

上田文雄市長(以下、市長) 「女性の人権、男女共同参画に関しては、国連婦人の10年(1976年～1985年)との関連で、日本でも運動が進められてきました。札幌市でもこれらをしっかり実現させようということで、その運動の柱として、日本で一番大きなイベントであるこの会議を誘致しました」

猿田史典会長(以下、猿田) 「そういった取り組みは我々も支援していきたいと考えていまして、今回の会議も札幌司法書士会として協賛させて頂きました」

—大会テーマ『未来の景色は、わたしたちが変える』もすてきです。

市長「女性の社会的な活動を推進していくという

大きな流れがありますが、かつて、それは女性の人権の問題として捉えられておりました。家庭から外に出て仕事をしたいという思いや能力、意欲があっても、実現できない外的な事情があるということは、人権を制約しているという意味合いです」

—今は、人権という側面だけではないということですね。

市長「これから持続可能な社会を発展させていくためには、女性は家庭内で働くだけでなく、社会の働き手としても求められる状況となります。女性問題といいますが、実は男性問題でもあるんですね。そういった社会の状況を捉えることができるように、今ペールがかかっているような景色を見通し良くしていくためには、その思いの強い人、女性が立ち上がるなければだめだし、その姿を見て共感する男性が出てこなければいけない。『日本女性会議』では、その思いの強い人がリーダーシッ

プをとって、私たちが決めていくんだという意欲、意志を表明する場となることを期待しています」



札幌市の創造戦略 「女性が活躍できる環境整備」

—札幌市では創造戦略として「女性が活躍できる環境整備」を掲げています。

市長「当初、原案では『女性を活用する』という言葉があったんですよ。明らかに男目線ですね。それに非常に抵抗がありまして、女性も活躍できる社会をつくっていくということを、言葉として入れていこうということになりました。札幌市の場合は特に、人口の男女比が特徴的なんです。約194万人いますけれども、女性が10万人以上多い。しかも、労働力になりうる14歳～65歳の割合が男性より女性の方が多いということもありまして、まさにこの世代の人達が札幌で社会に貢献する場をしっかりと確保し、あるいはそういった場があっても出てこれない方を何とか出てこれるようにすることを、戦略的に考えていかなければならない」

—具体的に、札幌市男女共同参画センターでは『チャレンジ支援』として、起業支援や働いている方のキャリア支援などを行っているとお聞きしました。

市長「女性はその創造力を活かした仕事が非常に得意分野としてあると思いますので、クリエイティブな産業を多く支援していきたい。また、女性の特色として、子育ての責任が大きいのしかかっているわけですので、保育園だとか幼稚園だとか、ハンディとなっていた部分を、社会的保育といいますか、そういうものに置き換えていく形で支援できればと思っています」



女性司法書士による女性のための 法律相談窓口「なのはな相談」

—女性が社会に出てくると、様々なあつれきや、法律問題に遭遇することも予想されます。そのような方も相談しやすいように、札幌司法書士会では『なのはな相談』を設置しています。

猿田「平成23年11月に、女性司法書士が女性からの相談を受ける相談センターとして開設しました。現在、51名を超える女性司法書士が登録しておりまして、年間500件弱の相談が寄せられていま

す。女性の問題というのはなかなか男性に相談できない特有の部分があったりしますので、そういった問題を掘り起こして解決し、女性の権利擁護をはかる一つの窓口となっています。当初は電話相談だけでしたが、希望によって面談を実施したり、北海道内の主要都市でも相談できるような体制を拡充しており、今後も様々な関係機関や専門職とも連携していきたいと考えています」

市長「法律相談か生活相談か迷われる方もいますので、気軽に相談できるような窓口は幅広くたくさんあればあるほどいいと思いますし、特に法的な知識、専門職のバックボーンがある方に相談することが大変重要なことだと思います。しかも相談相手が女性だと心を開けるといふこともありますし、気持ちもわかるだろうと思います。独立性のある専門職の司法書士と、組織の中で働く方とは、職場環境やパワハラ・セクハラなど、感じ方が違うこともあるかもしれませんが、それをしっかり受け止めて対応して頂けたらいいですね」

—女性の司法書士が増えてきているそうですね。

猿田「現在、札幌司法書士会は460名前後の会員がおり、そのうちの約80名が女性です。実は『なのはな相談』を企画して作り上げた時の担当理事は地方で開業している女性司法書士で、この広報誌『コロポックル』の担当理事も女性なんです」

—札幌市の職員も、約3分の1が女性と聞きました。



市長「ただ、なかなか管理職に女性がいないという伝統的なところがありました。それを克服するために、係長試験を奨励した結果、今ではかなり増えてきていますし、政策企画の部署でも女性を採用しやすくしています」

—今後も様々な分野で女性が活躍できればいいですね。

市長「女性も男性も男女共同参画に慣れ、常識となることを目的にしないでほしいと思います。それぞれの性を持って生まれた者が、お互いを知り、その特色を生かして協力し合うのが、能力を一番発揮しやすい状況ではないかと。男性と女性だけではなく、中性の人もいて、その特徴も個性と捉えられるようになればいいのですが、実際は悩みや我慢もある。それを抑圧と考えるか、試練と考えるか、言葉一つで随分変わってきますよね。ですからアドバイスの方がどんな知識や経験でもって行くかが重要で、なのはな相談の女性相談員の方も勉強されていると思いますけども、男性もしっかり加わって勉強させて頂ければと思います」

過ごしやすい社会へ

猿田「今年度は、相続税制の改正もあることから、『相続』を1つのキーワードに、税理士などの専門職の方々と連携して相談会を開催する予定です。また、司法書士は、判断能力の不十分な方を支援する成年後見の分野でも実績があり、家族間の紛争に直接関わる機会も増加していることから、女性を含めて高齢者、障がい者の方の権利擁護に繋がるような事業にも積極的に取り組んでいきたいと考えています」

市長「相続といえば、お亡くなりになった時のお金の使い方として、社会貢献に使うという方法もあります。その財産は自分だけで築いたものではなく、色々な人のお世話になりながらできたものだと思いますので、その一部でも社会還元することが生きてきた証にもなり、感謝され尊敬されることに繋がるのではないかと。札幌市では、皆さんからの寄附でまちづくり活動を支える『さぼーとほっと基金』という制度もありますので、ぜひ活用してほしいです」

猿田「相談者の中には、そういう意図があっても、どうしたらいいかわからずにいる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった制度は司法書士からも提案していきたいです」

市長「例えばご会葬御礼の葉書の裏側にね、香典返しをする代わりに故人の遺志で寄附しましたと、そしてそのお金を町内会活動に使って、これは誰々の爺ちゃんが残してくれたあれな

んだよねとか思い出話をしながら、焼肉パーティーできるとかね」

猿田「人柄が偲ばれますよね」

—最後に、この広報誌「コロポックル」をご覧の皆さまにメッセージを。

猿田「司法書士は法律家としての様々な役割を果たすべく、震災などの災害に対する取り組みとして、東日本大震災の被災地に毎月1回相談員を派遣しているほか、札幌での災害に備えて、弁護士などの士業の方と共同で災害復興支援士業連絡会を立ち上げ、災害発生時に、札幌市と連携して早期に相談が開始できる体制の整備にも力を入れているところです。今後も社会問題など幅広い分野で活動していきますので、ご支援をお願いいたします」

市長「世の中複雑になってきておりますので、色々な悩みを持たれる方が多く、またこれから新たなステップを踏もうとしても色々なトラブルをある程度覚悟しなければならないと。その時に、今まで通りでいいんだではなくて、変えていくためには、専門家の力を借りることが大事だと思います。色々な相談機関の窓口が開かれておりますので、ぜひ活用してあげずに自分の景色を自分で描くことに意欲を持って頂きたい。そういう人達が増えることで世の中が変わっていき、男性も女性も過ごしやすい社会になるだろうと思います」

—本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

記事・取材: 國分三恵子

おじいちゃんの権利は 私が守る!

～楓ちゃん奮闘記～

のりこ
法子

司の妹。ちょっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



登場人物
紹介



かえで
楓

法子と司のご近所さんで幼馴染。

つかさ
司

法子の双子の兄。司法書士。



前回のあらすじ

楓の祖父が自宅で倒れて入院した。それまで一人暮らしをしていた祖父の生活を案じた楓は、父と相談し、祖父の自宅を売却して医療費や生活費に充てることを考えたが、祖父の自宅の土地と建物が親戚の借金の担保になっていることが判明。楓は幼馴染である司法書士の法子と司の元へ、担保抹消の相談に行き、債権者との間で裁判になった場合の弁護士・司法書士報酬について、法テラスの立替払いの制度が利用できることを知り、安堵する。ところが、楓の祖父は、呼びかけても話の内容を理解することができない状態であり、判断能力の回復は困難な状態にあった。法子と司は、このままでは楓の祖父の意思確認ができないため、担保の抹消も自宅の売却もできないと指摘し、楓にある提案をする。

司：「楓ちゃん、後見制度の利用を考えてみたらどうだろう？」

楓：「コウケン…？」

法子：「うん、後ろを見ると書いて、“後見”。認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、成年後見制度というものがあるのよ。」

司：「成年後見制度は、支援を必要とするご本人の判断能力の状態によって、補助、保佐、後見の3つに分類され、それぞれ支援の仕方も異なるんだ。裁判所に申し立てることで、支援する人が選ばれるんだよ。」

楓：「えーっと…ごめん、よくわからない。」

ホジョ？
ホサ？
コウケン…



補助 保佐 後見

法子：「…だよ。例えば、軽度の知的障害があるAさんがいるとします。Aさんは、日常生活は問題なくできるし、買い物も基本的には問題なくできます。ただ、高価なものとなると、一人でできるかという、ちょっと危うい。」

司：「例えば、自動車や不動産などは、買った後で『思ったのと違って』なんてことになって返品というわけにはいかないから、買う前に性能、設備や保証内容、支払い方法など、いろいろ確認しておく必要があるもんね。」

財産処分
契約



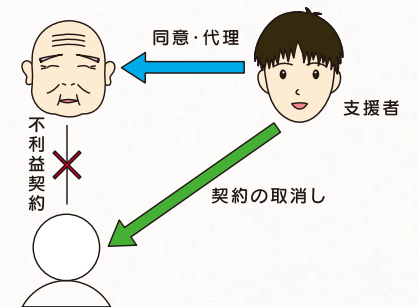
不安…
財産管理
相続

法子：「そうね。Aさんのようなケースでは、補助開始の審判を申し立てて、裁判所に『補助人』という支援者を選任してもらうのよ。裁判所はAさんと相談して、Aさんのために必要な権限—Aさんが一人で行うことが難しい、重要な財産の処分—高額な物や本人にとって有益な物売る、買う、贈与する、長期間貸すなど、民法に定められた一定範囲の行為のうち、本人が支援を必要とする限られた部分について、補助人に対して、Aさんの行為に同意する権限や、Aさんを代理する権限を与えるの。」

楓：「そうすると、Aさんは自分でできることは変わらず一人でやって、裁判所がAさんと相談して決めた、支援が必要な部分だけ、補助人に同

意をもらったり、代わりにやってもらったりするわけね。もしAさんが補助人の同意が必要なことを勝手にやってしまって、損害を被ることになったら、どうするの？」

司：「その場合、補助人もAさん自身も、その行為を取り消すことができるんだよ。もちろん、本人がウソをついて相手をだまして取引をした場合などはダメだけど。でも、いつ取り消されるかわからない行為なんて、すごく不安だよ。だから、取消しできる期間は、補助人がその行為を知った時から5年、知らないままだと行為の時から20年に限られるし、取引の相手から、補助人やAさん本人に対して、Aさんの行為を認めるか回答するように、1か月以上の期間を定めて催告することもできる。」

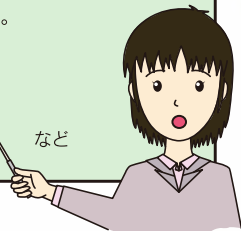


楓：「ふーん、それならAさんも安心だね。」

法子：「次に、日常の買い物はできるけれど、自動車などの高額な買い物は一人ではできない状態のBさんの場合は、裁判所に保佐開始の審判を申し立てて、選任された『保佐人』という支援者に対し、重要財産の処分やお金の貸し借りなど、民法に定められた一定事項について同意権を与えると共に、Bさんが必要とする行為については代理権を与えてもらうの。」

保佐人の同意が必要とされる一定事項

- ① 貸金の元本の返済を受けたり、預貯金の払戻しを受けること。
- ② お金を借りたり、保証人になること。
- ③ 不動産等の重要な財産について、取得し、または手放すこと。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解、民事紛争の解決を仲裁人に委ねる合意をすること。
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件付きの贈与や遺贈を受ける事。
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。



司：「さらに、日常の買い物

難しい状態のCさんの場合には、裁判所に後見開始の審判を申し立て、選任された『成年後見人』という支援者に対し、日用品の購入を除き、すべての法律行為の代理権を与えてもらうんだ。補助人、保佐人と違って同意権というものが無いのは、Cさんが自分で判断することができない状態にあるのに、後見人に同意権を与えても、Cさんの支援をすることにならないからだね。」

楓：「そっか、判断能力の低下が軽度の場合は補助、中度の場合は保佐、重度の場合は後見…という感じかな。でも、判断能力の状態なんて、それこそ判断が難しいわよね。」

法子：「そうね。そのためにも、お医者様に診断書を書いてもらうのよ。診断書の様式は、申立書の様式と共に家庭裁判所に用意されていて、インターネットからもダウンロードできるようになっているの。」

楓：「なるほどね…でも、祖父の診断書を書いてもらう時、私、お医者様にうまく説明できるかしら。」

司：「その点は心配ご無用。家庭裁判所では、医師宛に診断書の作成をお願いする文書も用意してくれているから、それも一緒に持っていけばいいんだよ。」



楓：「それなら私でも大丈夫ね！…ところで、この後見とかの申立て？って、やはり費用がかかるわよね。」

法子：「そうね、実費分としては、まず、戸籍などを集めるのに費用がかかるわね。その他にも、申立手数料分と登記手数料分の収入印紙と、郵便切手を用意するので、大体7,000円～9,000円くらい。郵便切手は、余った場合には返還してもらえるのよ。それから、診断書を書いてもらうのにも費用がかかるわね。」

楓：「ちょっと待って、登記って？不動産の登記とは違うの？」

司：「後見、保佐、補助の登記のことだよ。支援を受けるご本人と、支援者の情報、そして、支援者の権限が記載されるから、この登記が公的な支援者としての証明になるんだよ。」

法子：「例えば、XさんがAさん名義の通帳をもって銀行の窓口に来て、『私はAさんの後見人です。Aさんの代わりに手続きにきました。』と言っているとします。今って、なりすましや詐欺やら、悪

質な犯罪が多いから、銀行での本人確認はとてとても大事よね。もし楓ちゃんが銀行の窓口の人なら、どうする？」

楓：「本当にAさんの後見人なのか確認させてください、って言うと思う。」

法子：「そうだよ。この場合のXさんの身分証明になるようなものが、後見の登記ってことなのよ。」

楓：「そっかぁ、登記って不動産だけかと思っていただけ、後見や保佐、補助にもあるのね。」



司：「実はまだあるんだ。会社や医療法人、社団法人など各種の法人を作った時にも、商号や本店の所在地、役員や資本金などが登記されるんだよ。」

楓：「へー、登記っていろいろな種類があるんだね。」

司：「僕たち司法書士は登記のプロだからね、不動産の相続、売買などを原因とした名義変更、担保の抹消や、会社の設立、役員変更などの登記は安心して任せてよ！」

法子：「司にい、そのとおり！…だけど、話が脱線しているよ。後見の申立ての費用のことに話

を戻すけど、先ほど挙げた実費の他、申立てに必要な書類の作成を専門家に依頼する場合はその報酬もかかるし、万が一、ご本人の判断能力の状態が、保佐と後見、どちらに相当するのかなど、判定が困難な場合は、さらに鑑定という手続きが必要になり、その費用がさらに5万円程度必要になるのよ。」

楓：「申立ての費用は、やはり本人ではなく、申立てる人が負担するの？」

司：「そうだね、申立後に本人の財産から支出することも、原則的にはできないんだ。」

楓：「専門家をお願いするとすると、それなりに費用はかかるわよね。一度に支払うとなると、申立てをする人の負担がけっこう大きいわね。」

法子：「楓ちゃん、その点は大丈夫！実はこの場合も、要件を満たせば法テラスの援助を受けることができるのよ。専門家の報酬だけでなく、鑑定費用も立替払いしてもらえるの。もちろん、法テラスが立替払いした費用は、後から分割払いをしてもらうことになるけど。」

楓：「鑑定費用も立替えてもらえるの？それはとても助かるわ。」

司：「読者のみなさんは、ぜひ前号で、法テラスについて確認してね！」

…さて、楓ちゃんはおじいちゃんのために、無事に後見の申立てをすることができるのでしょうか。
《次号に続く》



「司法書士の日」記念 親子法律教室

解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～ 開催しました!

平成26年8月3日(日) 午前の部 10時-12時・午後の部 14時-16時(2回開催)

於 札幌市男女共同参画センター 4階 大研修室

午前・午後合わせて**39組**

主催 札幌司法書士会 後援 札幌市・札幌市教育委員会

参加人数 **81名**



親子法律教室について

今回の親子法律教室は、8月3日の司法書士の日の記念事業として、小学校四年生の児童とその保護者を対象として開催されました。4～6人編成の子供グループ・保護者グループに分かれ、とある村の昔話を題材に、一つの「きまり」について考えていく過程で、様々な「解釈」ができることを学ぼうという企画です。

『昔々とある村でのお話です。その村には1本の川が流れていて、村人や旅人が向こう岸に行くためには橋を渡る必要がありました。皆にとって必要な橋ですが、ある日突然、村長が「この橋、馬は渡るべからず」という「きまり」を作ってしまう。

村人たちは驚きました。橋を使わずに向こう岸に渡るには、山道を歩いて峠を越えるという大変な遠回りをしなければなりません。

村長は今までも村人たちのことを考えてきまりを作ってくれました。このきまりにも、きっと何か理由があるのでしょう。でも、今までこの橋を渡っていた馬が渡れなくなるのなら、同じように牛もだめなのかな？子馬は良い？人はどうだろう？

一体どんな理由で村長がこのきまりを作ったのか、考えあぐねた村人たちは村長に聞きに行きますが、なんと、きまりを作って間もなく村長は亡くなっていたのです。

さあ困りました。このきまりについて村人たちは話し合

いをはじめますが…」

最初の判断

今回私は子供たちのチューター(話し合いや進行のお手伝い役)としてこの教室に参加しました。子供たちがどのように考え結論つけてゆくのかをそばで見えていましたが、まずはじめに、たった一言のこのきまりを見た時点での子供たちの判断は、文字通り馬や子馬は渡れないけど、牛や人は渡れるというものが多かったように思います。

ただ、中には「このきまりは馬だけ渡れないことにしているから無し!」というように、きまりそのものに疑問を持つ子もいました。



なぜ馬は渡れないの？

物語は進んで第二段階に入ります。村長はなぜこのき

まりを作ったのか、村人たちはその理由を考えてみることにします。

「重くて橋が壊れるから」「汚してしまうから」「暴れて危ないから」といった理由を村人たちが考えますが、子供たちも、本当に馬がその理由にあてはまるのか？牛や人はあてはまらないのか？子馬はどうなの？理由を考えた後に、あらためて、馬・牛・子馬や人がこの橋を渡れるのかどうかを検討します。

すると、理由を考えたことによって、最初の判断と異なる結果を導き出す子がいました。その判断理由にはそれぞれ個性があって、例えば「重くて橋が壊れると危ないなら、馬だけでなく人も含めてみんな渡らない方がいいよ」という意見や、「それでもまずは村長さんが作ってくれたきまりの通りにしてみようよ」といった意見等、きまりを作った理由やその目的を考えることで、たくさんの意見が出てきて議論は盛り上がります。

このきまり、良いきまり？悪いきまり？

更に物語は進んで、いよいよ村長がこのきまりを作った理由が明らかになります。実はこのきまり、村長にとって大切なある人のために作ったきまりだという事実が発覚。

そこで、ここまで出てきた情報やそれぞれ考えた過程をふまえて、このきまりが良いきまりなのか、悪いきまりなのかを考えてみることにします。

ここで保護者の多くは、悪いきまりだという意見になりました。ところが、子供たちはというと、このきまりを良いきまりだとする意見も多かったのです。

その理由を聞いてみると、「確かにずるいかもしれないけど、橋が古くなっていて危ないのだから、結局このきまりは皆のためにも良いきまりだと思う」という意見や、「橋を渡れなくて遠回りになるのは困るけど、馬と一緒になら、その馬に乗っていけば問題ないよ」という意見。「その人が生きている間はきまり通りにして、その後はきまりをなくしたらいいじゃない」という意見もあれば、「今までみんなのためを思ってくれた村長さんへのお礼の気持ちとして、このきまりを受

け入れよう」という意見等、「良いきまり」という結論が同じでも、その理由は実に様々でした。

子供たちの中では比較的少数派となった、悪いきまりだとする理由としては、「ひとりのためにみんなが困るから良くない」という意見や、「馬・牛・人それぞれが渡っても良い橋を新しく作って、このきまりは無いことにしよう」という代替措置を提案する考えもありました。他にも、ここでは書ききれないほど、本当に個性あふれる興味深い考えがたくさん発表されました。

普段の会話に取り入れてみる

終了後に、保護者の方にも少しお話を伺いました。

その中で「普段あれこれちゃんとしなさい、と子供に言う事はあるけれど、なぜそうしなくてはならないのか、そういう理由までしっかり言ってなかったなと思いました。今後は、その理由も伝えてみようと思いました。」「ルールについて話す事はあっても、『何で?』という部分についてまで話すことはあまりなかったので、子供が反抗するようなどときには特に、『何で?』の部分に重点を置いて話し合いを試みようと思います。」といった感想を持った方もいらっしゃいました。

二時間という短い時間でしたが、今回の親子法律教室が、「きまり」や「解釈」について、これから親子で一緒に考えるきっかけとなれば嬉しく思います。



「ほっ」と相談室 vol.8

～相談内容～ 会社が給料を支払ってくれない!



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士
高田裕介



体調を崩してしまって先月いっぱい会社を辞めたのですが、給料日になっても最終月の給料が支払われないです。どうしたらいいのでしょうか？



裁判以外にも、労働基準監督署を利用するなど他にも方法はあります。また、裁判所の手続でも労働審判を進めると、早期解決が見込めるかと思えます。



それは困りましたね。会社の経営状態がよくないということはありませんか？会社が「倒産」したことによって支払われていないなら、他にも一定の要件を満たす必要はありますが、「未払賃金立替払制度」を利用することで、政府（労働者健康福祉機構）が未払分の一定範囲を会社の代わりに払ってくれる場合もあります。



労働審判？



いえ、経営状態は悪くないと思います。業務拡大のためとって、求人情報もたくさん出していますので。



はい。裁判官1名と労働関係の専門的な知識経験を有する方2名が、審理を行い、調停や審判を行う手続です。原則3回以内の期日で終わるので、申立をしてから長くても3～4か月以内で結論が出ます。話し合いがまとまらず、裁判所が出した判断にも納得できずに異議の申立がされると裁判に移りますが、裁判までいかなくて解決できる割合は約8割にも及ぶとみられています。*



なるほど、会社にお金がないというわけではないようですね。では、雇用条件、労働時間を確認できる雇用契約書、給与明細、タイムカードなど何か資料はお持ちですか？



そんな手続があるんですね！でも、私は札幌に住んでいて札幌の事業所で働いていたのですが、本社は東京にあるんです。労働審判をすることになると、東京の裁判所で行われることになるのでしょうか？



雇用契約書、給与明細は取ってあります。タイムカードは会社にはあるはずですが、手元にはありません。ただ、入社と退社の時間を記録したスケジュール帳はあります。というのも、基本給に残業代は含まれているとあって、残業代を払ってくれていなかったのを疑問に思っています。そういうものなのでしょうか？



いえ、最後に就業していた事業所が札幌であれば、必ずしも東京ではなくても、札幌地方裁判所で労働審判を進めることができると考えられます。



いえ、残業代とそれ以外の賃金部分とが明確に区別できなければ、時間外労働分の残業代は請求できると考えられます。まず、お手元の資料から、残業代が発生するかどうか確認してみるのはいかがでしょうか？



なるほど。もう少し家族とも相談してよく考えてみたいと思います。



そうなんです！でも残業代も一緒に請求して裁判になって、時間が長引いてしまうというのは避けたいのですが…。



あと、未払給料も残業代も給料日を基準として2年を経過してしまうと時効にかかってしまいますので、ご注意ください。*

*…菅野和夫「労働法(第十版)」880頁参照。

イラスト:マルヤマクマ



官公庁食堂めぐり

vol.1
白石区役所食堂

今回取材班が訪れたのは、白石区役所食堂。営業時間前にも関わらず、すでに入口には長蛇の列ができており、大変人気のある食堂であることがうかがえます。もちろん、一般の方でもご利用可能ですので、区役所での用事が済んだあと、こちらでほっと一息…というのはいかがでしょうか。早速、食堂責任者の小原教行さんに、オススメのメニューを教えてくださいました。



食堂責任者
小原教行さん



白石温麺
(白石うーめん)

白石温麺に使われる麺。胃にやさしく、どんな人でも食べやすいように、短くカットされているのが特徴です。



わくわく
ランチ

宮城県白石市の名産である白石温麺をここ白石区役所で食べることができます。焼きもち、しいたけ、鶏肉、ゆで卵、三つ葉等が具として入っており、若干太目の麺は油で揚げたものではないため胃にも優しく、汁は関西風の塩味ベースの出汁のきいたものとなっております。タクシーの運転手さんや白石区役所の職員さんにも人気の白石区役所食堂の一押しのメニューです。お値段は550円です。

こちらのセットは、ヘルシーなメニューを日替わりで提供しており、毎月第2水曜日には、白石区保健センターが作成したレシピでご提供しています。取材の日は、白石区食育推進ネットワーク委員で審査された野菜料理レシピコンテストに入賞したメニューでした。メニューの名のとおり、わくわくしてきますね。お値段は500円です。

白石区役所食堂

場所 / 札幌市白石区本郷通3丁目北1-1 札幌市白石区役所1F
営業時間 / 11時15分～17時45分(10分前ラストオーダー) 定休日 / 区役所の休業日に準ずる

取材・記事:中西晃弘 イラスト:マルヤマクマ

お知らせ

information 01 落語で学ぼう! 成年後見制度

日時 平成26年11月8日(土)
13:00～16:00(開場12:30)

場所 札幌市教育文化会館 4階 講堂

参加
無料
先着
140名様
(事前申込制)

桂ひな太郎師匠による落語や、専門家によるパネルディスカッションで、成年後見制度を簡単にわかりやすく説明します。個別相談会も開催します。

※主催・成年後見センター・リーガルサポート札幌支部
問合せは同事務局(011-280-7078)へ。

information 02 「見る、笑う、役立つ。」おとなのための法教育2014

日時 平成26年11月6日(木)
18:30～20:00(開場18:00)

場所 かでの2・7ホール

参加
無料
先着
500名様
(事前申込制)

札幌市に拠点を置く人気劇団「劇団イナダ組」が複雑な人間模様を一般市民の目線でシリアスかつコミカルに演じ、法テラス札幌副所長(弁護士・司法書士)がゲストパネリストとともにトラブル回避のための役立つ情報をお伝えします。

※主催・日本司法支援センター(法テラス)札幌地方事務所
問合せは同広報係(050-3383-5555)へ。

あなたも
司法書士に挑戦!

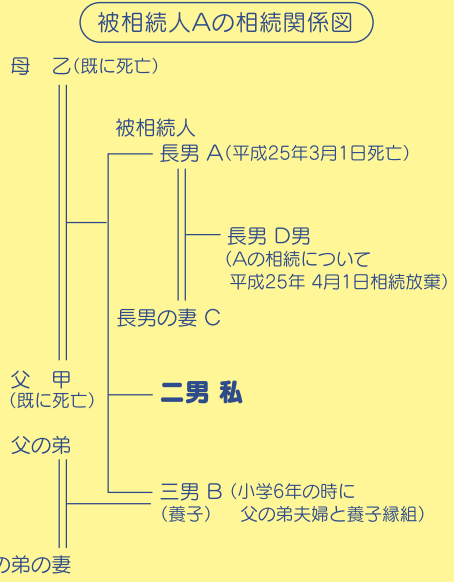
懸賞クイズの解答



第7号で出題したクイズの解答です!ご応募ありがとうございました!
正解者多数のため、厳正なる抽選を行い、20名の方に賞品をお送りします。

【問題事例】 私の相続分はいくら?

- 1 私は、父甲(既に死亡)と母乙(既に死亡)を両親とする三人兄弟の二男です。
- 2 私は独身で子どもおりませんし、私の弟B(三男)は小学6年の時に父の弟夫婦の養子となり、以後はほとんど交流がありません。
- 3 私の兄A(長男)には妻Cと子D男がありますが、平成25年3月1日にAは死亡しました。
- 4 Aの子D男は、Aの相続について平成25年4月1日相続放棄の процедуруを家庭裁判所に行いました。
- 5 最近になってAは200万円の預金を残していることが判明しました。



さて、この時点でAの残した200万円に対する私の法定相続分の金額は下記
①~③のうちのどれになるでしょうか? 【 ①50万円 ②25万円 ③0円 】

解説

正解: ②25万円 もしくは ③0円

遺言などが存在しない法定相続の場合には、相続順位と相続分割が民法で決められております。今回のクイズは、この法定相続の順位とその相続分割の両方を考えなければならず、難易度の高いクイズといえますので、最後まで諦めずに答えを出された方は十分に法律家の素質がありますよ。

1. まず、被相続人長男Aの死亡により、妻Cは相続順位に関係なく常に相続人となり、子のD男が第1順位の相続人となります。その相続分割は妻Cが2分の1、D男が2分の1となります。
2. しかし、その後D男は相続放棄の процедуруをしたため、第1順位の相続人は存在しなくなり、相続順位は第2順位の親(祖父母)に移ることになりますが、両親は既に死亡しています。但し、祖父母はこの関係図には出てこないで生死は不明です。
3. ここで、もし、祖父母(その親も含めて)が存命なら、妻と第2順位の祖父母(その親も含めて)が相続人(相続分割は妻Cが3分の2、祖父母が3分の1)となります。

4. したがって、もし、祖父母(その親も含めて)が存命なら二男の「私」は相続人とはならず、「私」の相続分は③の0円となります。
5. 祖父母(その親も含めて)は関係図には現れて来ないので既に死亡しているものとした場合には、「私」を含めた被相続人Aの兄弟(姉妹)が第3順位の相続人となります。三男Bは第三者の養子となっていますが、養子になっても実子としての相続権はなくなりませんので、結局「私」と三男Bが第3順位の相続人となります。但し、この場合の相続分割は妻Cが4分の3と増え、「私」と三男Bが4分の1になります。
6. したがって、「私」と三男Bが200万円の4分の1に当たる50万円をさらに半分ずつ分け合うこととなりますので、結局「私」の相続分は②の25万円となります。

当初は、関係図から判明している当事者だけを前提にしていたクイズのため、②の25万円のみを正解とする予定でしたが、関係図に出てこない親族の可能性を考慮した(奥の深い?と思われる)回答にも一理あるとみて、③の0円も正解と致しました。

イラスト:マルヤマクマ

覚えてすぐ使える!!

ワンポイント手話教室

第8回 『頑張る』『元気』

両手の拳を下に向け
軽く下に2回動かす。

ご意見・ご感想をお待ちしています

札幌司法書士会広報誌「コロボックル」のご意見・ご感想を下記までお寄せください。よりよい「コロボックル」作成のための参考とさせていただきます。

郵便 〒060-0042
札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
「札幌司法書士会 コロボックル係」宛

FAX 011-261-0115

編集後記

先日、最愛の祖父が天寿を全うし旅立ちました。先の大戦や高度経済成長という激動の時代を経験し、今日の平和な日本を作り上げてきた世代のひとりです。最期の時まで立派に生きた祖父を誇りに思うと共に、こうして時代は移ろいでゆくのかと、大きな時の流れを感じました。先人たちへの感謝の気持ちと、平和への思いを新たにしたい次第です。

佐野綾子

相談
無料

札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件で依頼者の代理人として相手方との交渉や裁判、調停を行います。また、すべての司法書士は金額に関係なく、訴状など裁判所に提出する書類を作成し、裁判手続をバックアップします。

申込方法: 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035**

受付時間/月~金▶9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

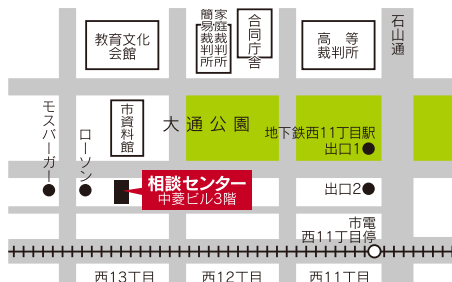
住所: 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員: 認定司法書士

下記地区においても相談を受けています。_____

■滝川地区/0125-23-7737 ■苫小牧地区/0144-33-8885

■小樽・余市地区/0134-62-6734 ■岩見沢地区/0126-20-2575

■室蘭地区/0143-46-8585 ■夕張地区/0123-56-5666



札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続きです。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金▶9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

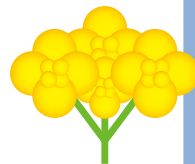
電話相談 **011-522-5625**

電話相談受付時間/月・水・金▶12:00~15:00 火・木▶16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間/月~金▶9:00~17:00

面談日時/木曜日▶17:00~/18:00~/19:00~ ※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

困りごと“ほっと”ライン

〈電話相談センター〉

司法書士が身の回りのトラブル、賃貸借契約、相続登記、債務整理などの様々な法律相談および手続きに関するご相談を、お電話でお受けします。

電話相談ダイヤル

011-211-1585

受付時間/月~金▶13:00~16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索